

富山市災害廃棄物処理計画改定の概要

概要

平成29年3月に策定した「富山市災害廃棄物処理計画」について、H30の国の指針の改定やR6能登半島地震での課題をふまえ、見直しを行うもの。

H23 東日本大震災の発生

【対応の課題】
 ・被災自治体のマンパワー不足
 ・広域連携体制の構築 など

H28 熊本地震の発生

【対応の課題】
 ・生活ごみと片付けごみの混在化
 ・受援体制の構築 など

R6 能登半島地震の発生

【対応の課題】
 ・被災家屋からの片付けごみの円滑・迅速な撤去
 ・受援体制の早期構築 など

H26 災害廃棄物対策指針の策定 国
 目的：地方公共団体における災害廃棄物処理計画の策定に資する。

H27 廃棄物処理法、災害対策基本法の改正 国
 内容：「国、都道府県、市町村、民間事業者は、災害廃棄物の処理について、相互に連携し、適切に役割分担して取り組むこと」を明記

H27 廃棄物処理法基本方針の改定 国
 内容：「地方公共団体は、災害廃棄物処理計画を策定すること」を明記

H29 富山市災害廃棄物処理計画の策定(現行計画) 市
 震災(地震・津波)による災害廃棄物発生量を反映
 ※洪水による発生量は未反映

H29 富山県災害廃棄物処理計画の策定 県

H30 災害廃棄物対策指針の改定 国
 【指針への追加事項】
 ・片付けごみへの対応(分別排出、周知徹底)
 ・受援体制を構築しておくこと など

R2 県計画の改定 県
 【追加事項】
 ・片付けごみ対応
 ・損壊家屋等の撤去 など

主な改定のポイント 市
 ①災害廃棄物発生量の推計 ②片付けごみの回収
 ③受援体制の構築 ④損壊家屋等の撤去・解体(公費解体)

ポイント① 災害廃棄物発生量の推計

【改定のポイント】

- 新 新たに洪水による被害想定及び災害廃棄物の発生量を追加する。
- 拡 災害廃棄物発生量の推計精度向上のため、地震、水害等の災害の種類別に推計式が策定されたことから、災害廃棄物の発生量(地震・津波)を見直す。

新：新規 拡：拡充

震災(地震、津波)

改定前	
災害の種類	発生量(震災)
地震	4,591,429
津波	74,515
合計	4,665,944

改定後

改定後	
災害の種類	発生量(震災)
地震	4,743,125
津波	71,750
土砂災害	8,417
合計	4,823,292

※震災による発生量は推計式の変更に伴い157,348t増加

洪水

洪水	
発生量(洪水)	
5,256,482	

※洪水による発生量を追加

ポイント② 片付けごみの回収

【課題】

- 住民やボランティアが片付けごみの排出方法や回収方針が分からず、自己判断により家の前や町内のごみ集積場に片付けごみが排出された。これにより、片付けごみが一時的に多量に集積し、交通の妨げとなった。また、ごみ集積場で通常的生活ごみと片付けごみが混ざることによって収集が遅れ、生活環境の悪化につながった。
- 能登半島地震では、家屋から片付けごみを排出できない住民(高齢者世帯等)への支援が不足していた。

【改定のポイント】

- 新 災害時の片付けごみの排出について住民の混乱が生じないように、平時から片付けごみの排出方法等の周知・広報を行う。また、災害時には速やかに住民に片付けごみの排出方法等を周知できるように、事前に周知チラシの雛形を作成しておく。
- 新 災害時の片付けごみの排出をボランティアにも協力を要請することを明記し、ボランティア支援要請先である富山市社会福祉協議会等とボランティア支援の業務内容や支援時の注意事項等を共有する。なお、従前は、片付けごみは仮置場へ排出することを基本としていたが、住民に過度な負担がかからないよう、できる限り戸別収集による回収に努めることを基本方針とする。

ポイント③ 受援体制の構築

【課題】

被災自治体が、災害支援協定業者、他自治体、ボランティアへ支援を要請するにあたり、①誰が・②どこに・③何を依頼するのか整理されていなかったため、円滑に支援を受けることができなかった。

【改定のポイント】

- 新 他自治体や災害支援協定業者等へ支援を要請する際の、①支援を要請する主体(誰が)、②要請先(どこに)、③業務内容(何を)を整理する。

ポイント④ 損壊家屋等の撤去・解体(公費解体)

【課題】

- 公費解体の実施にあたり、申請書類、要綱、周知チラシ等の作成の事務が発生するが、これらの様式を事前に作成していなかったため、住民への周知に時間を要した。
- 誰に解体を委託するか、どのような流れで解体を進めるか等を決定する必要があるが、自治体や企業自身が被災している中で、災害支援協定先との調整に時間を要した。

【改定のポイント】

- 新 公費解体に係る周知チラシや要綱、申請書類等を事前に作成し、体制を整える。
- 拡 災害支援協定先との平時からの関係を強化する。(平時からの「顔の見える関係」の構築など)
 ⇒(一社)富山県構造物解体協会、富山県東地区リサイクル砕石協会、富山市一般廃棄物収集運搬業協会 など

スケジュール

- 2月中旬 仮置場候補地の関係課協議、担当課長会議
- 3月上旬 パブリックコメントの実施
- 5月下旬 計画改定
- 5月以降 富山市災害廃棄物処理初動対応マニュアルの策定
 ⇒発災時の初動対応に特化し、業務ごとの具体的な手順を定めたもの
 (4月以降に公表される県初動対応マニュアルと整合性を図る。)